

☆どさんこプラザ テスト販売 Q&A

■ 応募商品の要件

1 道産品とは？

「テスト販売」制度における「道産品」とは、道内で生産・製造又は主な加工が行われた商品とします。

2 自社の道外工場で製造した商品は販売できますか？

道外工場で製造した商品を出品することはできません。

3 工芸品とは？

「テスト販売」制度における「工芸品」については、道産原料を主に使用した商品または地域固有の気候風土、動植物、観光名所などのイメージを持つ商品に限ることとします。

（例：道産材を使用した玩具、観光名所グッズ）

なお、イベント関連商品、書籍（雑誌含む）、カレンダー等は対象外とします。（予め販売期間が限られているなどテスト販売の趣旨に則していないため）

また、名古屋店では工芸品の取扱いはありませんのでご注意ください。

4 一次産品は販売できますか？

テスト販売での一次産品の取扱いはありません。

一次産品をどさんこプラザで販売し、市場情報の収集等に活用したい場合は最寄りの（総合）振興局にご相談ください。

5 過去に札幌店の通常商品として販売していた商品を、有楽町店のテスト販売に応募できますか？（これまで道外で販売したことはありません。）

応募できます。（ただし、札幌店の再応募はできません。）

6 過去にテスト販売商品として販売していた商品を、再度テスト販売商品として応募できますか？

同一商品の再応募については、当初販売していた商品に改良を加えた場合（例：味・量目・パッケージなど。軽易な変更を除く）、応募可能です。

（例）

① H22 第1 四半期（4～6月）に販売

→ 第1 期（4～6月）で販売終了

→ 商品改良後、H22 第3 四半期

（10～12月、募集期間7月～8月）以降に応募可能

② H22 第1 四半期（4～6月）に販売

→ 期間を延長して販売（7～9月）ただし通常商品とはならず

→ 商品改良後、H22 第4 四半期

（H23.1～3月、募集期間10～11月）以降に応募可能

③ H22 第1 四半期（4～6月）に販売

→ 期間を延長して販売（7～9月）後、通常商品に

→以降、テスト販売商品としての応募はできません。

※1企業あたり年度内（4月～3月）2回までの申込となりますので、再応募の際はご注意ください。

※再応募商品については、申込書の「⑮道の施策活用状況」欄に必ず前回の販売時期及び改良点を記載してください。

7 1回の申込で何品目まで応募できますか？

1者からの応募品数は各四半期ごとに原則3品目までです。

（名古屋店は2品目まで）

なお、下記のような事例につきましては、例外として3品目以上の申込が可能です。（ただし、あくまで例外として3品目以上の申込を可能とするものであって、1品目として取り扱うものではありませんのでご注意ください。）

例：コスメの同一ブランドによるクレンジング、洗顔料、ローション、クリーム、美容液、トライアルキットなど同時に販売することで、消費者に対する訴求効果が高いと認められるもの。

※同一商品の味違い・香り違い・量目違いなどは、例外扱いとはなりませんのでご注意ください。

■応募者の資格

1 自らが企画・考案した道産品の販売を行っているものとは？

自らが企画・考案した道産品について、製造・加工のみを他者（道内企業）に委託している企業等です。

逆に製造・加工業者から販売委託されている場合の応募については、販売者からの応募ではなく、製造・加工業者からの応募となりますのでご注意ください。

2 地元企業の商品を町で取りまとめて応募する場合、応募者を町とすることはできますか？

「テスト販売」制度は、販路拡大などに取り組む道内企業等の方々を支援するための制度なので、あくまで応募者は各企業等となります。

■添付書類について

1 JANコードのない商品は販売できませんか？

JANコードのない商品でも販売することはできます。

なお、現在はPOSレジ等で商品（販売）管理を行う小売店が多いため、JANコードを取得する事業者が増えています。

2 PL保険に必ず加入しなければなりませんか？

PL保険（同種の賠償責任保険でも可）の加入は出品の条件としています。

PL保険は損害保険会社のほか、商工会議所や商工会等でも加入できます。

3 食品検査は、何の項目について検査すれば良いのですか？

検査項目は、法令で定められている規格基準、国の通知や衛生規範で定められている衛生基準を基に食品ごとに設定しています。

対象商品が法令等に適合していることを確認するために行うものですので、応募する商品ごとに、要領で定める検査項目全てについて検査してください。

4 食品検査に要する費用は誰が負担するのですか？

食品検査に要する費用は申込者の負担になります。料金は検査機関や検査項目ごとに異なりますので、依頼する検査機関にお問い合わせください。

5 味違いの同一商品は、それぞれについて食品検査結果を提出する必要がありますか？

味違いの同一商品は、製造工程及び使用食材等が完全には同一でないことから、それぞれについて食品検査を行い、結果を提出してください。

6 添付する食品検査結果は、保健所や食品衛生法上の登録検査機関で実施した検査の結果に限定されるのですか？

定められた検査項目を満たしていれば、上記以外の民間検査機関での検査結果でも差し支えありません。

7 応募の際に添付する食品検査結果は、数年前に検査したものでも良いのですか？

6か月以内に検査した結果を添付してください。

■ テスト販売応募後

1 応募後はどのような事務手続きが必要ですか？

各総合振興局・振興局で応募書類を取りまとめ、当課（北海道経済部食関連産業室）において内容審査を行うと同時に、該当店舗から直接、受注発注及び支払窓口や売上代金支払サイクルなど連絡事項並びに商品代金振込先等確認事項を記載した書類を送付しますので、指定された期限までにご提出ください。道及び店舗で申込内容等を確認した後に、各総合振興局・振興局を通して販売決定に関して通知します。

2 応募商品の規格等を変更したい・販売を中止したいのですが… 原則、テスト販売期間中の企画等の変更は認めませんが、各々の事情を踏まえて判断しますので、まずは販売店舗にご相談ください。

■ その他

- 1 **テスト販売商品の通常商品移行後の販売条件は？**
通常商品としての販売条件（マージン率等）につきましては、移行時に改めて店舗・応募者間の協議により決定しますが、テスト販売時に設定した小売価格は変更できませんので（テスト販売期間中も同様）、あらかじめご了承のうえ、応募時に価格設定を行ってください。
- 2 **販売期間の最初の1ヶ月は商品開発が間に合わないので、2ヶ月間だけ販売したいのですが…**
テスト販売期間の3ヶ月間、安定供給が可能な商品について、ご応募ください。